

## 議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和4年6月20日(月) 午後1時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番 佐藤 周 君                      2 番 長 沢 正 君

3 番 四 宮 和 彦 君                      4 番 青 木 敬 博 君

5 番 中 島 弘 道 君                      6 番 浅 田 良 弘 君

○出席議員 9名

議 長 宮 崎 雅 薫 君                      副議長 大 川 勝 弘 君

議 員 仲 田 佳 正 君                      議 員 鈴 木 絢 子 君

〃 田久保 眞 紀 君                      〃 佐 藤 龍 彦 君

〃 重 岡 秀 子 君                      〃 杉 本 憲 也 君

〃 杉 本 一 彦 君

○出席議会事務局職員 4名

局 長 富 士 一 成                      局長補佐 森 田 洋 一

係 長 鈴 木 綾 子                      主 事 福 王 雅 士

○会議に付した事件

- 1 請願第1号 市長確約書問題に関する特別委員会の設置を求める請願

---

○会議の経過概要

○委員長(青木敬博君)開会する。

---

○委員長(青木敬博君)暫時休憩する。

午後 1 時                      休憩

---

午後 1 時                      再開

○委員長(青木敬博君)休憩前に引き続き、会議を開く。

この際、お諮りする。〇〇〇氏ほか3名から傍聴の申出があったので、これを許可したい。  
これにご異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(青木敬博君)ご異議なしと認め、さよう決定した。

傍聴者の入室を許可する。

暫時休憩する。

午後 1時 休憩

---

午後 1時 再開

○委員長（青木敬博君）休憩前に引き続き、会議を開く。

---

○委員長（青木敬博君）日程第1、請願第1号 市長確約書問題に関する特別委員会の設置を求める請願を議題とする。

職員をして請願書の朗読をさせる。

〔請願第1号朗読〕

○委員長（青木敬博君）次に、紹介議員の補足説明を求める。

○紹介議員（重岡秀子君）今、請願の趣旨については読み上げてもらったが、この間、署名運動が市内でされて、いろいろな方がこの問題を知る機会にもなったし、署名にも応じてくれた。そうした中である女性の方が、自分の職場で働いている女性の人たちと話したというメモを送ってくれた。例えば謝罪したと言っているが、どこでしたのか、広報いとうに載っていたかとか、裁判中になぜ確約書を書いてしまったのか、これでは私物化ではないか、ごめんなさいでいいのか。私物化なら前の市長の教訓が生かされていない、市民が主役の市政が小野市長の新しい伊東スタイルではなかったのか、これがそうなのかということや、学校で考えると、生徒と話合いすることもなく、校長先生が勝手に物事を決めてしまう、そういうことで子供たちは受け止めてしまうのではないか。この問題に反対されている議員さんたちは、そういう市政になっていることについて、どう変えていきたいのか、そうってしまった子供たちがいたとしたら、どう説明するかというメモを送ってくれた。

やはり市民の皆さんにとっては、この問題は市長の私物化でないかが気になっていることと、私物化であることがどういうところから来ているのかということ、いろいろな報道から、弁護士にも十分な相談をせず、職員の話合いもどれだけ深まっていたのか分からず、業者とは文章の内容まで打合せしていたという事実の中で、市民の皆さんがそう思うのも仕方ないのではないかと思う。これに対して、確かに政治倫理審査会はかなりしっかりした答申を出しているが、答申が出ただけである。これからどうするのかというところで、議会に求められていることがあるのではないかということをお願いの皆さんの思いとして聞いた。

○委員長（青木敬博君）これより質疑に入る。発言を許す。

○1番（佐藤 周君）今の紹介者の説明の中で、市民の方からこの問題に関するお便りや問合せ

を受けたという話をされたが、これまで私たち議会においても、この問題に対する様々な審議をしてきたと思う。

私の認識するところで言うと、大きく5つ。1つは、令和3年6月議会後における全員協議会が最初にあった。2つ目には、令和3年9月議会における内部統制整備に関する調査研究特別委員会設置についての議案は否決された。3つ目には、先ほどあった政治倫理審査会における令和3年12月21日付の伊豆メガソーラーパーク合同会社と交わした確約書に関する審査結果報告書。これで市長に関する内容、再発防止策などが記述されている報告になっていた。4つ目が、令和4年3月議会において、その結果報告書を受けて、市長の給料10%減額の特例に関する条例を審議して、これを可決した過程がある。5つ目に、これは各議員それぞれ一般質問した結果、市長及び当局から答弁などが返ってきた状況があった。

これらの内容について、先ほどお便り、問合せが来た方々に対して、紹介者においては説明されているのかどうか、お聞かせ願いたい。

○**紹介議員**（重岡秀子君）私は紹介議員なので、全ての人たちと話をしているわけではなく、このメールは、昨日とか、この数日に来たので、明確に、具体的には話をしていないが、私個人の話でいえば、私が3月議会で質問した内容についてはニュースなどにし、かなりの市民に知らせている。この問題の質問を受けたときには、今までも、対面でやっていたときにはかなり丁寧に話をしてきた。これは、議運での審議があるということで、さらに寄せてくれた市民からの言葉である。今の段階で思っていること、こういう会議があるなら議員に伝えておきたいということで知らせてくれた。

○**1番**（佐藤 周君）そうすると、もう一つアプローチがあって、今私が言ったように既知の内容について請願をしてきた方たちがいる。その方たちには説明しているのか。受け付けるに当たって、紹介者となるに当たって、今まではこういう審議がされている。その審議内容を共有した上で請願を出しているのかどうか。

○**紹介議員**（重岡秀子君）それはもう十分、私がたまたまというか、前は内部統制整備に関する調査研究特別委員会設置に対して7人の議員が賛成していたので、その7人の中から1人、紹介議員になってもらいたいということで連絡を受けたときに、いろいろな話をした。それと、この請願を出された方たちは、その前からこの問題の研究会を開いていて、市議の皆さんに公開質問状を出されたと思う。だから、初めて請願を持ってきたわけではなく、かなり政倫審の答申も読まれたり、ちょっとした学習会を持たれていた。私もその中に参加したことがあるので、その時点で市議会でこういう審議がされていることは説明してきた。

○**1番**（佐藤 周君）今の説明は分かった。

もう一つ、市長はこれまで議会において何度か謝罪の場面があった。先ほどの審議の中にお

いてだとか、定例会見などにおいてもそうかと思う。

その反省、責任を感じたことによって、政倫審の結果も受け止めて、報酬減額によって責任を示したかと思う。その報酬審議について議会は可決した。その上において請願の趣旨に市長の責任の明確化とあるが、それは具体的に何を指すのか。

- 紹介議員**（重岡秀子君）請願者と話をしたら、(1)、(2)、(3)とある中で、どちらかという、2番目は、1番のさらなる真相の解明がされないと市長の責任の明確化もないのではないかと。これは結果的についてくるものであるし、また、市長の責任の明確化というのは、謝って、給料の一部を返還すれば済むものではなく、これから再発防止に向けて市政をどう変えていくのか。こういうところにも市長の責任の明確化、行動で示すということが含まれているので、2番のところは、具体的にこうしなければいけないということを限定するのではないという説明を請願者から受けている。

先ほどの女性の市民の声であるが、謝ったとは言いが、やはりそれが市民に十分に広報されていない。こういうところで申し訳なかったということが知らされていないのではないかと。このような意見だったと思う。この辺についても市長の責任の明確化というのは、1番のさらなる真相の解明がないと本当にははっきりしないのではないかとということも含めて、(2)があると請願者からは説明を受けている。

- 6番**（浅田良弘君）今回の請願について署名が754名ということで、大変大勢の方が今回の市長確約書問題に関して真相解明というものを求めていると考える。

まず、今回の趣旨である1番のさらなる真相の解明と3番目にある再発防止策の具体化の2点について請願者の方々とどういった話合いをされたのか、聞かせてほしい。

- 紹介議員**（重岡秀子君）まず、1番目の問題であるが、さらなる真相の解明ということで、議員たちの中には、特別委員会の設置は必要ない、政治倫理審査会に任ず、その結果を見てから考えるというようなご意見もあったと思う。まずは政治倫理審査会が市長の政治倫理について審査するという制約があるが、それでも私は、政治倫理審査会のいろいろな報告や議事録を読む中で、市長との対面では、弁護士とかにどのぐらい相談したのかとか、職員と一緒に行動したが、ほかの職員と相談はしたのかとか、相手側と交わした確約書の文章についてはどちらがつくったのか、その修正はどのようにしたか、何回ぐらいやり取りをしたかみたいなかなか細かいことについても政治倫理審査会は市長に対面で聞き取って、一定の真相を出してくれていると思う。

ところが、私たちとしてもっとやるべきことは、市長が集团的にこれを討議しないで、弁護士にも相談しないで、一部の職員と相談、あとは業者とは何度も文章についてもこれでいいかなどのやり取りをしているという状況がどうして生まれてしまったのか。政治倫理審査会の答

申の中で、内部統制制度の整備による公正性、透明性の確保が必要だという答申をしており、行政を取り巻く諸問題に対し、法的根拠に基づく組織として判断、行動する体制整備が伊東市はできているのか。それをやらなければならないのではないかと。独断で判断、行動させないため、組織内でのチェックが機能する体制づくり、業務に対して属人的な対応とせず、職員個人に抱え込ませないための環境づくり、そして内部統制機能のあり方の再点検、再点検と言っている。であるから、政治倫理審査会というのはこういうことを市長から聞き取っただけで、この伊東市の行政組織がどんな在り方をしているのか、どういう会議の持ち方とか内部統制の仕方、行政手続をどうやってしているのかということまで細かく踏み込んで研究、検証はしていない。

1 番目は、そういうところはやっぱり一般質問の時間だけでは本当に不十分であり、年 4 回の一般質問だけでそれをやっていくのであったら、本当に時間もかかって深くできないと思うので、今言った政治倫理審査会が答申しているような中身を、議会がきちんと特別委員会を持って、資料を出させたり、職員のヒアリングをしたりということで研究していく必要がまずあると思う。

3 番目の再発防止策の具体化に関しては、先ほどの市民の声にもあったが、既に佃市長のときの土地取得の問題で、市議会は特別委員会を開いて再発防止策の提言をしている。それがしっかり機能していなかったために今回のことが起きてしまったのではないかとということで、この辺も市議会が自分たちの提言がどのように実施されたのか、この辺もやっぱり議会が検証していかなければならないのではないかと。

- **6 番**（浅田良弘君）さらなる真相解明ということで、実際に佐藤委員も先ほど言われていたが、議会への説明は十分されている。それは、今までの全員協議会とか報酬カットの議案提案、あるいは一般質問での解明をされているが、やはり市民の方々への丁寧な説明を恐らくされていないから今回の請願につながっていったのかなと思っているが、その辺についてはどうか。
- **紹介議員**（重岡秀子君）もちろん市民に分かりやすい言葉で、私たちもよくないが、例えば、一般市民に伊東市の行政は内部統制制度が不十分だったなどと言っても分かりにくい。ただ、ちょっと聞いたところでも市民は、これはみんなで話し合っただけで決めていないのではないかと、こんなに重大な大きな開発事業について、市長は川を使って工事をやっていいよみたいなことがどのように話し合われているのか、議会はそれに対してどうしたのかみたいところまで、なかなか市民には見えないところだと思う。であるから、市民に説明していないということも 1 つあるが、私たちがその辺のことについて真相解明を十分に議会として行っていない。この政治倫理審査会の答申を受けて、議会は議会としてやるべきことがいろいろ見えてきていると私は思う。まだ真相解明の追及は途中で、十分ではないと思う。

○6番（浅田良弘君）請願者の考えももつともだと思っている。ここでのさらなる真相解明というのは、3番の再発防止にもやはりつながるものであろうと思う。そして、この2つの内容をしっかりと議会で審議すること、やはり我々議員は市民の皆様の負託に応えなければならない。そして、市民の皆様の代弁役ということである。

2番目の市長の責任の明確化というのは、やはり1番と3番の内容をしっかりと審議した中で、恐らくこの2番の責任の明確化が表れてくるのかなと感じている。

あとは皆さんの意見を聞いた中で、また質疑したい。

○委員長（青木敬博君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

紹介議員退席のため、暫時休憩する。

午後 1時22分休憩

---

午後 1時23分再開

○委員長（青木敬博君）再開する。

これより討論に入る。発言を許す。

○1番（佐藤 周君）先ほど来の質疑を聞いて、正風クラブとして反対の立場で一言述べる。

受けている請願の趣旨において、さらなる真相の解明とあるが、政治倫理審査会における確約書問題に関する結果報告については、専門家4人による審査、これは私ども会派としては信頼に値するものと考えます。つまりは、真相は解明されていると判断している。

続いて、市長の責任の明確化とあるが、結果報告において確約書問題における市長の行為は、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為であったと明らかに認められ、また、市長としての品位と名誉を害するような行為に当たるものと言えると結論づけている。この内容は、請願書の請願理由のところにも書いてある事実と一緒にしたことかと思う。

あわせて、この政倫審の審査結果を受けた後に、市長は責任として自ら減給処分を申し出たことについて、議会は可決した。これまでの過程である。つまりは、市長の責任は明らかになり、議会として市長の責任の意を受け入れたことと判断している。

再発防止についてであるが、政治倫理審査会においては再発防止の具体策として5つ、事務執行に関する業務手順の明確化、法的リスクに対する組織体制強化、行政手続に関するものや法的リスクに関する対処など、知識習得のための研修強化、内部通報制度における通報窓口の外部化、市長の市政運営における重要な事案についての外的監視機能の充実などを挙げている。これらについては、この運用状況などいろいろな一般質問の中でもあったことかと思う。

これらの内容は、我が会派としては理にかなうものと考えている。ただ、この議会においては、この内部統制を運用する行政が継続的に内部統制の整備強化を進めることを見届ける必要は間違いなくあるわけである。これは、内部統制を進めていく、強化していくということを、我々は見届けなければいけないということは重々承知しているが、現在提案されているような特別委員会を設置する必要はないと考える。

- **3番**（四宮和彦君）この請願書に賛成の立場から討論する。先ほど佐藤委員の討論にもあったが、政治倫理審査会が結論を出しているのだから、それが正当な結論であり、これ以上、真相を究明する必要性はないという話かもしれないが、政治倫理審査会が何を審査したのかといえ、要するに市長の倫理観について審査したにすぎない。行政システムについての審査などは所管外の話で、今回起きた事件について、市長にどのような倫理違反があったのかということだけを審査しているにすぎない。真相を解明するといっても、市長の心の中の話審査したことが全ての真相を解明したことに該当するのかといえ、そんなはずはなく、ほかの問題を考えていかなければいけないということについて言えば、まだまだ解明しなければいけないことがある。

今まで議会を通じて、全員協議会やその後の一般質問などでもいろいろと問い質されてきた部分だが、政治倫理審査会の中で、市長は数十回にわたって事業者と接触した、そのことに関して、自分の知り合いの弁護士に相談したと言っているが、政治倫理審査会はそういう事実を別に検証したわけではなくて、市長がそう言って、それはいけないことですよねということを行ったにすぎない。要するに、事実なのかすら怪しい。一体、事業者と具体的に何回会ったのか。公式記録上、市長公室側で把握しているのは9回しかなくて、それが認定されているということになるが、市長の言動と、実際に市役所側が把握している数字にはギャップがある。つまり事実なのかどうかちゃんと検証されていないというのが、そういう具体的な数字にも出てきてしまっている。

知り合いの親しい弁護士に相談をしたと言っているが、その親しい弁護士が実在の人物なのかどうか裏を取っていないわけである。相手側に相談をした弁護士がいるというのは、その弁護士からも、どういう相談を受けたのか言質を取らなければいけないのではないのか。つまり政治倫理審査会の審査対象はそういうことではなくて、市長が悪いことをしたと思っているかどうかしか審査をしていないというのが現実である。それで真相が解明されたなんて言ったら、訳が分からない話になってしまうので、そういう事細かなことを一つ一つ積み上げて、どういう事実があったのか、しっかりと検証されるべき問題である。そのために特別委員会の設置はすべきであると考えている。我々、清和会としては、そういった理由から、この請願には賛成する。

○6番（浅田良弘君）今回の請願を採択する立場で申し上げる。請願書にもうたわれているが、信頼できる市政実現のために何をすべきか、また、市議会は市民の代表として市政運営を正す重要な役割を担っている。ここが最も大切なところである。さらなる真相の解明ということでは、やはり真実がまだ見えていないというのが私の印象である。例えば、これまで裁判にかかった費用は幾らなのか、そういうディテールに関することも全然聞いていない。再発防止、これは先ほど紹介議員が言ったとおり、前市長の件もあるので、同じことを何回も繰り返している現状に新しい体制づくりという、うみを出し切るようなことをしていかないと、市政そのものが市民に信用されにくくなってしまうおそれがある。

伊東市議会として、請願の趣旨のように、確約書の詳細な内容について検討をするため、特別委員会の設置を進めていくべきであろうというのが無党派層の意見である。

○5番（中島弘道君）私ども自民・維新の会は、この請願書に反対の立場から討論する。

今まで皆さんからいろいろな意見が出ているが、これはもともと去年の6月に新聞に出て、6月議会の最終日に全員協議会を行い、そのときから市長は自ら過ちを認め、謝罪をしている。その後、結局、政治倫理審査会ということで、私ももう一度改めて見直したが、さらなる真相の解明ということについては、今後、例えば特別委員会を立ち上げて、これ以上のものが出るとは考えられないというように私ども会派は思う。政治倫理審査会の報告書で本当に詳しく出ているので、これ以上の解明は難しいのではないかと。

市長の責任の明確化については、自ら認めて反省もしており、結局、3か月の減給をしている。再発防止のほうも、皆さんが一般質問などで言われたときに答えているし、そういったことで、これ以上、こちらの件に関して、特別委員会まで設置する必要もないのではないかとということで、私ども自民・維新の会は反対ということでまとまっている。

○委員長（青木敬博君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。請願第1号は、採択すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（青木敬博君）挙手少数である。よって、不採択と決定した。

---

○委員長（青木敬博君）以上で日程全部を終了した。

四宮委員、浅田委員は、請願第1号について少数意見を留保するか。

○3番（四宮和彦君）留保する。

○6番（浅田良弘君）留保する。



○委員長（青木敬博君）委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

---

○委員長（青木敬博君）これにて議会運営委員会を閉会する。

---

○閉会日時 令和4年6月20日（月）午後1時35分（会議時間34分）

---

以上の記録を認める。

令和4年6月20日

委員長 青 木 敬 博